

事業群評価調書(令和3年度実施)

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	県民生活環境部 水環境対策課	本田喜久雄
施策名	4 豊かできれいな海づくり、くらしやすい環境づくりの推進	事業群関係課(室)	地域環境課	
事業群名	③ 水環境の保全の推進	令和2年度事業費(千円)	※下記「2. 令和2年度取組実績」の事業費(R2実績)の合計額 600,916	

1. 計画等概要

(長崎県総合計画テュンヅ&チュレンヅ2025 本文)		(取組項目)							
海や川の水質を保全し、住民の生活環境の向上を図るため、下水道・浄化槽等の汚水処理施設の普及を促進するとともに、引き続き下水道施設等において高度処理対策に取り組めます。また、工場や事業場の排水については、継続的な監視を行います。		i) 下水道・浄化槽等の整備に対する支援 ii) 下水道施設の高度処理化の推進 iii) 工場・事業場の排水監視等による水環境の保全							
事業群	指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	【進捗状況の分析】 【汚水処理人口普及率】 下水道、浄化槽等の整備に対する支援を実施した結果、汚水処理人口普及率82.5%(令和2年度)に増加しており、順調に推移している状況である。今後も、未普及対策に必要な国交付金を確保し、下水道整備とともに浄化槽整備をさらに促進させて目標達成を目指す。
	汚水処理人口普及率	目標値①	83.3	83.9	84.4	85	85.6	85.6% (R7)	
	実績値②	81.7% (R元)						進捗状況	
		達成率②/①						—	
その他関連指標	指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	【水質汚濁に係る環境基準(海域COD)の達成率】 生活排水等の処理率向上や水質汚濁防止法・未来環境条例に基づく工場・事業場に対する指導を行ってきた。その結果、R2年度は目標を下回る結果となったが、その他の年は達成している。今後も引き続き指導等を継続するとともに、特に閉鎖性水域については、各種計画に基づき、市町等関係機関と連携して水質改善対策に取り組み、進捗を管理していく。
	水質汚濁に係る環境基準(海域COD※)の適合率	目標値①	86%	86%	86%	86%	86%	86% (R7)	
	※COD(化学的酸素要求量)の略。海域、湖沼の水の有機汚濁物質等による汚れの度合いを示す指標	実績値②	86%(H27~R元平均)						
		達成率②/①						—	

2. 令和2年度取組実績(令和3年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			令和2年度事業の成果等	
				R元実績	うち一般財源	人件費(参考)		主な指標	R元目標	R元実績		達成率
				R2実績					R2目標	R2実績		
				R3計画	R3目標	R3実績						
			事業実施の根拠法令条項			令和2年度事業の実施状況(令和3年度新規・補正事業は事業内容)				令和2年度事業の成果等		
			事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業		他の評価対象事業(公共、研究等)					
			所管課(室)名			事業対象						
取組項目 i	○	1	浄化槽設置整備費	220,368	220,052	5,966	市町が国の交付金を活用して実施する浄化槽設置整備事業について、19市町へ補助した。	【活動指標】	6	9	150%	●事業の成果 ・県の補助による支援で、市町の費用負担が減り、制度維持や上乗せ補助などの市町の積極的な制度運用が図られた結果、浄化槽1,498基が設置された。
				203,848	203,646	5,868		積極的な浄化槽整備を働きかけた市町数(市町)	6	9	150%	
				264,798	264,798	5,890		8				
			H3-			【成果指標】		14.8	14.5	97%		
			水環境対策課	—	—	—		市町	浄化槽に係る汚水処理人口普及率(%)	15.2	14.8	
							15.0					

取組項目 i	2	長崎県汚水処理総合交付金費	12,075	12,075	2,386	農業集落排水事業1箇所に対し、事業費の5%を補助した。	【活動指標】	—	1	—	●事業の成果 ・農業集落排水事業の着手により、汚水処理整備の進捗が図られた。	
			14,463	14,463	2,347		啓発活動市町数(市町)	—	1	—		
			15,872	15,872	2,356		【成果指標】	83.8	81.7	97%		
		H21-R3			—		汚水処理人口普及率(%)	85	82.5	97%		
		水環境対策課			—		—	—	83.3	—		—
取組項目 ii	3	(企)大村湾南部流域下水道事業費(公共)	757,142	0	—	大村湾南部流域下水道事業については、下水道の普及が一定進んでいるので、水処理施設の高度処理化にウエイトを置いて事業を推進している。なお、事業の推進のためには、流域関連市との連携が必要であることから、議論を進めていく場として協議会を設けている。 令和2年度は大村湾南部浄化センターの水処理施設を高度処理化する工事を進めるとともに、ストックマネジメント計画に基づき、浄化センター内の中央監視装置の改築更新や耐震診断の結果、対策が必要とされた一部の幹線管渠の耐震化を行う工事の進捗を図った。	【活動指標】	5	5	100%	●事業の成果 ・高度処理化工事及び中央監視装置改築更新工事並びに幹線管渠耐震化工事の進捗を図り、中央監視装置については、改築更新を完了し、運転を開始した。	
			358,148	0	—		協議会等開催回数(回)	5	5	100%		
			1,015,410	0	—		【成果指標】	100	100	100%		
		H5-R12			—		放流水質の遵守基準の達成率(%)	100	100	100%		
		水環境対策課			—		○	大村湾流域	100	—		—
取組項目 iii	4	環境監視測定費(水質)	22,720	22,720	5,170	水質測定計画に基づき、県下の47水域95地点(河川39水域38地点、海域8水域57地点)において水質汚濁状況の監視測定を行った。	【活動指標】	95	95	100%	●事業の成果 ・水質汚濁防止法に基づき、公共用水域の水質汚濁状況の環境監視を行った	
			23,102	23,102	5,085		公共用水域水質測定計画に基づく水質検査地点数(地点)	95	95	100%		
			22,990	22,990	5,104		【成果指標】	100	100	100%		
		S46-			○		環境基本法第16条、水質汚濁防止法第15条	環境基準達成状況の把握(%)	100	100		100%
		地域環境課			○		—	—	100	—		—
取組項目 iii	5	工場監視指導費(水質)	1,224	1,224	2,784	特定施設、指定施設に対し立入検査を実施し、届出内容の確認及び維持管理状況等の確認を行った。排水基準適用の工場・事業場に対しては水質検査を実施した。	【活動指標】	1,230	1,633	132%	●事業の成果 ・水質汚濁防止法や未来環境条例に基づき、立入検査を行い、法・条例に違反し又は違反する恐れのある場合は速やかな改善を指導し水環境の保全を図った。	
			1,355	1,355	2,738		立入件数(件)	1,189	1,292	108%		
			3,671	3,671	2,748		【成果指標】	100	94	94%		
		S46-			—		排水基準の遵守率(%)	100	98	98%		
		地域環境課			—		—	—	100	—		—

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	下水道・浄化槽等の整備に対する支援	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽設置整備(個人設置型)は、個人の都合に左右される一方で個人負担が大きい側面もあり、設置基数が減っていたため、増やす必要がある。(R1要望2,044基⇒実績1,628基、R2要望2,025基⇒実績1,498基) ・し尿のみを処理する単独処理浄化槽の転換を促進させ、汚水処理人口普及率を向上させる必要がある。 ・なお、県汚水処理総合交付金は、対象となる事業の新規着手が見込まれないことから、令和3年度をもって廃止する。 	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町による上乗せ補助の創設や見直しを要請し、個人負担を軽減させることで、浄化槽設置基数の増加を図る。 ・普及率向上のために、単独処理浄化槽の転換時の宅内配管工事への県補助創設や市町村設置型浄化槽に対する県補助の期間延長を実施する。
ii	下水道施設の高度処理化の推進	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大村湾流域での下水道等の普及は一定進んでいるため、高度処理化に重点化を図り事業を推進している。国からの交付金を確保し、引き続き、事業の進捗を図る必要がある。 	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付金の確保について、引き続き要望等を行っていく。

iii 工場・事業場の排水監視等による水環境の保全	
<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>・事業場への立入や排水検査は県立保健所が行っているが、新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言やコロナ対策への従事等に伴い、業務の遂行に影響が出かねない状況である。コロナ禍においても適切に評価できる指標の設定が必要である。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>・長期にわたり管理状況が良好な事業者等に対する、立入頻度の減や排水検査に代わる自主検査結果の把握等、保健所の実情を踏まえながら、効果的な指標設定を検討する。</p>

4. 令和3年度見直し内容及び令和4年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和3年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和3年度の新たな取組は「R3新規」等と、見直しが無い場合は「—」と記載	令和4年度事業の実施に向けた方向性		
					事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i	○	1	浄化槽設置整備費	—	⑤	市町を訪問するなどして、個人設置型浄化槽に対する市町単独費による上乗せ補助の創設や拡充及び住民に対する設置補助の周知を十分に実施するよう働きかける。さらには、単独処理浄化槽の転換に補助の重点化を行っている国と連携した県補助の創設及び鳥原市で検討が進む市町が主体となって整備・管理する市町村設置型浄化槽への県補助の延長を行い、汚水処理人口普及率の向上を図る。	拡充
			H3- 水環境対策課				
取組項目 i	2	2	長崎県汚水処理総合交付金費	—	—	—	終了
			H21-R3 水環境対策課				
取組項目 iii	○	4	環境監視測定費(水質)	—	—	水質汚濁防止法では、都道府県知事は公共用水域の水質の測定に関する計画を定め、水質汚濁の状況を常時監視することが義務付けられており、今後も計画的な水質監視を行う。	現状維持
			S46- 地域環境課				
取組項目 iii	5	5	工場監視指導費(水質)	—	⑨	コロナウイルスの感染拡大に伴い、監視業務に支障が出かねない状況にあることから、監視および採水検査にかかる指標の見直しが必要。具体的には、長期にわたり管理状況が良好な事業者等に対する監視頻度の減、事業者の自主検査結果の活用等を県立保健所の状況を踏まえながら検討する。	改善
			S46- 地域環境課				

注:「2. 令和2年度取組実績」に記載している事業のうち、令和2年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができていないか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点